

2019 年 10 月発行

もだま通信 No. 53



高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく生きるために
その思いをどう伝えますか。 地域はどう受け止めますか。

誰もが、いつかどこかで人生の最期を迎えます。その日をどのように迎えるのか、できることなら人生の最期まで自分らしく生きたいと願っています。しかし病気や、様々な要因から思うようにはならないという現状があります。

一つの例として、人生の最期をどこで迎えたいかという調査で6割が自宅と回答していても、実際は8割以上が病院という現実。本人の思いだけでは解決しない問題の方が多いのが実状です。でも本人がどうしたいのか、どう生きたいのかという思いを書き留めておくことで、将来の不安は尽きないかも知れませんがほんのちょっとでも安心につながり、そして意思表示が難しくなったときに家族や、関わりのある人達への支えになるようにと「エンディングノート」の活用を勧める自治体が増えています。

主には、もしもの時の医療やケア（介護・世話・看護等）などについて本人が望む内容や方法を信頼できる人たちと話し合い共有しておくためのものとしてですが、自治体が進める「エンディングノート」の活用としては、このこと以外にも本人の思い（意思決定）や、家族の思いを地域でどう支えるか、支援者同志が連携するという仕組みをつくるためのツール（手段、方法）として、草津市はこの7月に、草津栗東医師会や病院、薬局、栄養士会、介護事業所、地域包括支援センターなど、地域で在宅療養生活を支援する多職種団体と話し合いを重ね「あなたと家族のための 未来ノート ～住み慣れた地域で最後まで自分らしく～」を作成しました。

栗東市でも、同じく関係団体との連携によって「未来に向うあなたの人生を考えて欲しい未来ノート」を作成、守山市では、「エンディングノート いままでの私、これからの私～」があり、それぞれ市民への啓発と地域での取り組みが進められています。

草津市では、「ノート」を書く事だけを目的とせず、支援者はご本人が書かれた「ノート」に寄り添いながら、悩みながら、気持ちは揺れながら、決められない事があるかもしれないが、その思いを共有し、地域でどう支援していくかを考えるきっかけづくりに取り組みたいとしています。

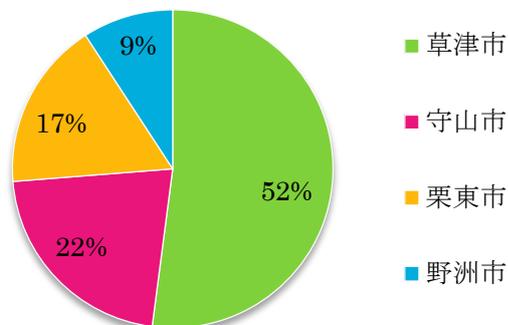
もだまとしては、この取り組みを通して、高齢者に限らず、障がいのお子さんがおられる親御さんが、親なき後の支援を必要とする子どもがよりよい人生を送れるように、後を託す人に伝えたいという親の思い、子の思いがこの「ノート」の活用で図られるようになればと思います。



令和元年度 活動件数中間実績

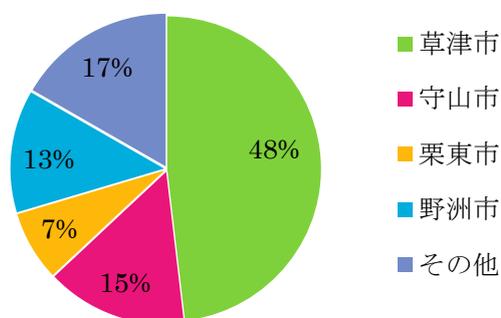


相談支援活動件数（1, 185件）



4市委託事業（成年後見制度利用促進事業）の活動状況です。H30年度の中間実績と同数程度の件数となっています。

法人後見受任状況（81人）



昨年79件から新規3件、終了が1件で、現在81件を受任しています。

「欠格条項」が廃止されました

「欠格条項」とは、医師や弁護士などの資格や、職種、業務などから排除される条件を定める規定のことで、この欠格条項の中に、「成年被後見人または被保佐人」が含まれている法律が187本もありましたが、今年の6月の国会で原則廃止する法律が成立しました。

☆見直しすることになった理由

- ・ノーマライゼーションを基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのはどうなのか？（ノーマライゼーション：障がいがある人がない人と同等に生活し、共に生き生きと活動できる社会を目指すこと）
- ・同程度の判断能力であっても、制度の利用者だけが資格等から排除されるのは不合理。
- ・欠格条項があることで成年後見制度の利用を躊躇される原因となっている。

などの理由で長年、当事者や関係団体、障害者支援団体等から廃止を求めて活動を続けてこられました。

☆今後は・・・

- ・一律に排除されるのではなく、資格などにふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査、判断する仕組みをそれぞれの資格を所管する担当省庁が整備し運用していくこととなります。
- これにより、成年後見制度を利用する人もそうでない人も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待されています。

成年後見

親族後見人交流会開催のご案内

成年後見制度を利用されている親族後見人が、後見人として携われる中で経験される戸惑いや、疑問、また日頃の悩みなどを、同じ親族後見人として活動されている方々が気軽に話し合い、情報を共有し、今後の活動に活かしていただけることを目的に実施いたします。

当日は、もだまの相談員と日頃から後見人として活動されている司法書士の先生にも同席いただき、ざくばらんな交流会になればと思っています。

成年後見制度に関心がある方も、どうぞお気軽にお越しください。

開催日時：令和一年11月9日（土） 13：30～15：00

場 所：栗東ウイングプラザ 4階 研修室B

（栗東駅東口すぐ前 自動車駐車場あり）

このような事で悩んでおられませんか

- 被後見人のお金の使い方について決まりがあるの？
- 財産管理って、具体的にどういうこと？
- 家庭裁判所に、提出する事務報告書の書き方がわからない。
- 後見制度支援信託ってどういう制度？
- 後見人ができなくなってきたので誰かに代わってほしい。
- 他の後見人はどんな活動をしているのか知りたい。 など・・・



お申し込み、お問い合わせは「もだま」までお願いします。



成年後見制度についてのご相談をお受けします。《無料です》

もだまの相談員が対応します。

業務時間 ☆月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（ただし、土日・祝・年末年始などはお休みになります）

来所や、ご自宅などへの訪問での相談もお受けしています。

「事前に電話でのお問い合わせをお願いします」

☆対象は、湖南地域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）にお住まいの方。

ご本人、ご家族や、身内の方、日常生活の支援をされている方など、どなたでもご利用いただけます。

《2019年度 出張相談会のご案内（後期）》



この相談会は、成年後見制度の利用を考えておられる方や、制度に関心のある方々が身近な地域で相談を受けていただけることを目的に開催しています。

成年後見制度について話だけ聞いてみたい方もお気軽にお越しください。

野洲市	11/6(水)	13:30~16:00	野洲市役所本館 1階 相談室
栗東市	12/12(木)	13:30~16:00	栗東市役所 2階 第3会議室
守山市	1/17(金)	13:30~16:00	すこやかセンター3階 講習室

高齢者・障がい者なんでも相談会のご案内

開催日時： 令和元年12月7日(土) 13:30~16:30

会場： 草津市役所さわやか保健センター
(草津市草津三丁目13番30号)

対象者： 湖南4市(草津市・守山市・栗東市・野洲市)にお住まいの方

※高齢者の方や障害のある方、そのご家族、福祉現場等で支援している方々が抱えておられる悩み、心配事、不安などなんでもご相談ください。

※行政、社協職員の他、弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士などの専門職がご相談をお受けします。

※その場で解決できない相談は、適切な機関をご紹介します。

《湖南4市からの受託事業の一環として実施します》



会員募集

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちしております。

ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。



TEL : 077-598-0246 FAX : 077-598-0888 E-mail : modama.npo@triton.ne.jp

● 正会員年会費 ●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

● 賛助会員年会費 ●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円